

災害復興と建廃対策

—19—

災害対策と廃棄物法令⑥

今回の震災では、災に及ぶことに加え、福
害廃棄物の膨大な発生 島第1原発の爆発事故
量と被災地域が広範囲 による放射性物質の環
境放出で、災
害廃棄物に放
射能汚染のお
それが生じた
ことも早期復
旧を妨げる一
因になった。
環境省は放
射性物質濃度
が1キログラム
当り8000ベ
クセル以下の汚泥や
焼却などの廃



災害廃棄物の撤去前の被災地
(4月5日撮影)

棄物について、暫定的
に管理型処分場の埋立
処分を認めてきた。8

放射性物質で暫定値

災害廃対策の課題の一つ

月31日には8000ベ
クセルを超えて10万ベクセルまでの
焼却灰の処分方法につ
いて指針をまとめた。
指針の概要による
と、セメントなどの
固化を不可欠とし、地
下水などに放射性物質
が溶出しないうよう、埋

付き処分場——の三つ
から選定する。埋立後
もモニタリングや排水
処理など長期的な管理
が必要としている。
リサイクル材を含む
堆肥・肥料や資材
も、暫定基準が示され
た。
再生利用について
(この項おわり)

め立てに際して、埋立
区画の上下側面に透水
性の低い(粘土混合土
などを用いた)土壌の
層などの隔離層を設け
る、鉄筋コンクリート
など長期間耐久性のあ
る容器に入れる、屋根
00ベクセル(製品重量)、牛、
農林水産省は8月1
日、放射性セシウムを
含む肥料・土壌改良資
材・培土および飼料の
暫定許容値を設定し、
肥料・土壌改良資材・
培土で1キログラムた
り4
は、環境省の6月23日
付「福島県内の災害廃
棄物の処理の方針」に
よると『今回の原子力
発電所事故の影響を受
けて放射性物質により
汚染されたおそれあり
る災害廃棄物であって